

北海道事業除染シャワー調達に係る仕様書の変更について

平成19年3月7日付北海道事業除染シャワー調達に係る入札公告について、下記のとおり仕様書を改める。

記

1. シャワー本体について、ノズル付きシャワーのところ、ハンドシャワーも可とする。
2. テントの内部に脱衣室及び着衣室を設けるものとする。
3. テント本体の重量について、100kg以下としたが130kg以下に変更する。

※変更後仕様書 別紙

除染シャワー仕様書

第1 総則

- 1 本仕様書は、日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)が購入する集団災害対応型テント付除染シャワー(以下「除染シャワー」という。)について必要な事項を定める。
- 2 この除染シャワーは、この仕様書の全てを満足させるものであること。また、納入時の十分な検査によって仕様書に適合することが確認されること。
- 3 入札を実施する前に次の書類が提出され、JESCOの審査を受けるものとする。なお、これらの書類は全て製造元もしくは輸入元の社印及び代表者印を有するものであるか、または、製品カタログなど、製造元もしくは輸入元が発行したものであることが公知のものとする。
 - (1) 輸入元が製造元と資本関係を有しない場合は『輸入元もしくは製造元が、納入から5年間製品と部品の供給及び修理を責任をもって行うことと、これを履行出来ない事態が生じた場合、これに代わる補償を行うことを誓約した書類』
- 4 保証期間は、製造元もしくは輸入元が公表した期間とする。ただし、保証期間後においても設計不良あるいは機能不良に起因すると認められるものについては、納入業者が瑕疵担保責任を負う。
- 5 受注者は、正式に修理を依頼した日から、輸送期間を含め1ヶ月以内に修理が完了する修理体制をとれること。
- 6 受注者は、本仕様書において疑義を生じた場合は、速やかに協議することとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても機能上当然必要なものはすべて実装し、機能条件を満足させるものとする。

第2 仕様

1 総則

除染シャワーは、シャワー本体、飛沫飛散防止テント(以下「テント」という。)によって構成され、除染が確実におこなえるものとし、また除染に使用した水を確実に回収できるものであって、次に定める性能及び機能を有すること。

2 シャワー本体

(1) 概要及び構成

シャワー本体は、収納ケースに収められ持ち運び便利な可搬型であり、組み立ても容易にでき、すべてケース(搬送バッグ)に収納できること。構成はノズル付きシャワーホースまたはハンドシャワー、給湯機、排水ポンプとする。

(2) ノズル付きシャワーまたはハンドシャワー

ア シャワーの給水ラインは2系統でハンドウォッシャーにより同時に2人が除染できること。

イ ノズル付きシャワーの場合は、体全体を短時間で除染するため、ノズルを10個以上有し、平均的に散布するため霧状散布ができること。

(3) 給湯機

移動式で除染に必要な水量及び水圧があること。

(4) 排水ポンプ

除染した汚水を排水ポンプにて排水タンク等へ確実に汚水回収できるものであること。

3 テント

(1) 概要

テントは、可搬型で組み立て容易であり、前述のシャワー本体と組み合わせて使用できるものであること。また、テント内部にシャワー本体をセットして使用した際にシャワーの飛沫がテント外部に飛び散らないものであること。

(2) 構造

ア 空気膨張式のエアビーム又はアルミ製フレームに取り付けられた幕体からなるものとする。

イ 幕体は、耐薬品性のテント生地であること。

ウ 強風でも使用できるよう、アンカーキットが付いていること。

エ テントの内部で同時に2人が除染でき、他方へ除染汚水等が飛散しないよう中仕切りカーテンがあること。

オ テントの内部に脱衣室及び着衣室を設けること。

(3) 重量

130kg以下(本体のみ)であること。

(4) 寸法

組立時:300×600×250cm以上であること。

(5) 付属品

テント一式全てが収納できる収納ケース(搬送バッグ)

第3 納入数

1式

第4 納入期日

発注契約した日から、60日以内に納入するものとする。

第5 納入場所及び検収

室蘭市内のJESCO指定場所とし、係員立ち会いのもとに検査を行うものとする。

第6 その他

納入時に次の書類を提出するものとする。

- | | |
|---------|----|
| 1 取扱説明書 | 2通 |
| 2 納品書 | 1部 |